

公 告

大分県立美術館アトリウム新規作品設置等委託業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年6月26日

大分県知事 佐藤 樹一郎

記

1 業 務 名

大分県立美術館アトリウム新規作品設置等委託業務

2. 事業の目的

大分県立美術館開館10周年事業の一環として、1階アトリウムに新規の作品を設置する。県立美術館の建築は「街に開かれた縁側としての美術館」というコンセプトで設計された。特にアトリウムは開放的な空間を備え、かつ無料で利用できて気軽に立ち寄れる、まさに縁側の空間である。アトリウムには開館当時から県民に親しまれるインスタレーションが設置されているが、この度、開館10周年を記念して新たな作品を加えることで、さらに空間の魅力を高めること、また来館者にとって記念的・印象的な空間体験を提供することを目的として本業務を委託する。

3. 業務概要

大分県立美術館アトリウム新規作品設置等委託業務の別紙仕様書に基づき、本業務の作家選定、制作進行管理、作品搬入及び設置等を実施する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 別紙実施要項4（1）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、事業所の所在する都道府県の都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

ア 事業を受託する代表者が成年者、もしくは営業の許可を受けた未成年者で、成年者と同一の行為能力を有すること。

イ 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。

ウ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。

エ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者

(キ) 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. 公募型プロポーザル実施要項等を示す場所及び日時

大分県庁ホームページ及び下記のとおりとする。

(1) 場 所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館3階

大分県企画振興部芸術文化振興課

(2) 日 時

令和7年6月26日(木)から7月11日(金)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで

※ 事前に上記時間内に連絡し、担当者と時間調整の上訪問すること。

(3) 問い合わせ先

大分県企画振興部芸術文化振興課 芸術文化企画班

電 話 097-506-2057 FAX 097-506-1725

6. その他

詳細は、大分県立美術館アトリウム新規作品設置等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要項によるものとする。